

入札監理小委員会における審議結果報告

「令和 8 年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び 令和 9 年版「循環型社会白書」作成支援等業務」

環境省の令和 8 年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び令和 9 年版「循環型社会白書」作成支援等業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

（1）事業の概要

○ 事業概要

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下、「循環基本法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）が策定されている。同計画は環境基本計画を基本として概ね 5 年ごとに見直される。

令和 6 年 8 月に策定された第五次循環基本計画に基づき、中央環境審議会は施策の進捗状況を評価・点検している。また、循環基本法第 14 条において、毎年、年次報告の作成を定めており、年次報告として「環境・循環型社会・生物多様性白書」の循環部分（以下、「循環白書」という。）を作成し、国会に提出している。

上記を踏まえ、本業務においては、第五次循環基本計画の進捗状況の評価・点検の支援、及び年次報告の作成支援等のための調査、検討等を行うことを目的とする。

○ 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間（第 2 期）

※第 1 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の事業評価は実施前

（2）選定の経緯

1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針（令和 5 年 7 月 4 日閣議決定）において選定された。

2. 前回事業（1 期目）の入札結果について

2 者が応札（両者とも予定価格内）

3. 競争性改善のための取組について

（1）市場化テスト 1 期目での取り組み（以下①～⑤）を引き続き行った

① 仕様書の明確化

- ワーキンググループ設置・開催について、事業者が作成する資料の分量や内容等が分かるように参考資料の URL を記載した。（【資料 3－2】P. 7/65）
- 第五次循環基本計画の第 1 回点検報告書の作成支援について、業務内容や業務量が分

かるように過去の点検結果の URL を記載した。([資料 3-2] P. 8/65)

- いつまでに「循環白書」の原稿案を提示するか、スケジュールを補記しイメージが湧くようにした。また参考資料として循環白書の URL を記載した。([資料 3-2] P. 8/65)
 - 中央環境審議会循環型社会部会の資料作成支援において、業務量やイメージが分かるように参考資料の URL を記載した。([資料 3-2] P. 9/65)
- ② 入札公告期間の延長（約 28 日間（従前事業）→約 41 日間）
- ③ 引継ぎのための準備期間（約 30 日）を確保
- ④ 入札説明会の開催
- ⑤ 評価基準の見直し
- 評価基準表・提案書に「引き継ぎ」の項目を追記し、円滑な引き継ぎが行えるようにした。([資料 3-2] P. 59/65)
 - 「従事者の実績、能力、資格等」の配点を 10 点→5 点、「組織の実績（類似業務（国）の基本計画作成支援・フォローアップ業務）の実績」の配点を 15 点→5 点と低くし、現受託者に有利になることが無いようにした。([資料 3-2] P. 59/65)

(2) 仕様書の更なる明確化

- 物質フロー図の更新及び指標に係る進捗整理について、報告書全体の URL を記載していたところ、より詳細な参照先を追記した。([資料 3-2] P. 4/65)
- 第五次循環基本計画の第 1 回点検報告書及び第 2 回点検報告書の作成支援について、評価・点検の進め方の参考として、中央環境審議会循環型社会部会の会議資料の URL を追記した。([資料 3-2] P. 9/65)
- 引継ぎに発生する費用負担先を明記した。([資料 3-2] P. 10/65)

(3) 事業者への積極的な声かけ

4. その他の修正変更について

「3R 行動見える化ツール」検討会に係る業務について追記した。([資料 3-2] P. 7/65)

5. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】([資料 3-2] P. 7/65、33/65)

② 「3R 行動見える化ツール」検討会の「3名：県内在住、・・・」の「県内」は「都内」の誤植か？

【対応 1】

誤植のため「都内」へ修正した。

【論点 2】([資料 3-2] P. 59/65 別添 5)

4. 2 「従事者の実績、能力、資格等に本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。」が必須要件として挙げられている。一般的に、主たる担当者が多数の業務に従事していると、「十分な時間」が確保できないことから、業務量を条件とする例は見ているが、「十分な時間」という記載で、応札者と実施機関の間に、理解の齟齬が生じる危険性はないのか。何か指針のようなものはあるのか。

【対応 2】

具体的に「何時間」と明記はしていないが、業務を適切に実施する上では一定の時間、本件

について確保いただく必要がある観点から基礎点として入れている。応札者と実施機関の間に理解の齟齬が生じ、応札者が応札の機会を失ってしまうことが無いよう、入札説明会等でも丁寧に説明する。

6. パブリック・コメントの対応について

令和7年10月7日（火）から令和7年10月21日（火）までパブリック・コメントを実施した結果、2者から計2件の意見が寄せられた。環境省で検討した結果、修正を要する意見ではないと判断し、意見の反映は見送った。

以上